

## 平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書（抄）

（平成 27 年 2 月 10 日閣議決定）

## 【「PPP/PFI の活用」関係の「施策の主な進捗状況」抜粋】

## 二. 重点施策等の進捗・実施の状況及び効果

## 1. 「日本産業再興プラン」関連

## (5) 立地競争力の更なる強化

## ② 施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFI の活用拡大）	以下の項目をはじめとして、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）を着実に実行する。  ・ 国管理空港等におけるコンセッション方式の拡大については、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法	平成 26 年 6 月に「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」を取りまとめ、民間資金等活用事業推進会議において決定した。 同「取組方針」に基づき、平成 28 年度末までの 3 年間で集中強化期間として位置付け、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の案件数について、重点分野ごとの数値目標（空港 6 件、上水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件）を設定するとともに、平成 34 年までの 10 年間で 2～3 兆円としている目標を集中強化期間に前倒し、重点的な取組を行うこととした。  また、平成 26 年臨時国会に、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする特例措置を内容とする構造改革特別区域法等の改正案を提出した。  ・ 平成 26 年 4 月に「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年 6 月に公表し、事業者の公募に	内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 国土交通大臣

	<p>律第 67 号) に基づき、仙台空港において、公共施設等運営権の設定に向けて平成 26 年度に運営権者の公募・選定手続を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 築地川区間をモデルケースとしてプロジェクトの具体化に向けた検討を行うなど都市再生と連携した首都高速の再生を進めるため、立体道路制度の改正のために必要な法的措置を速やかに講じる。</li> </ul>	<p>関する手続を開始した。</p> <p>また、関西国際空港及び大阪国際空港については、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき、同年 7 月に「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年 11 月に配布し、事業者の公募に関する手続を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年通常国会で道路法等の改正法が成立し、立体道路制度の既存の高速道路への適用拡大などの法的措置を講じた。</li> </ul> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>平成 26 年 6 月に「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」を取りまとめ、民間資金等活用事業推進会議において決定した。</p> <p>同「取組方針」に基づき、平成 28 年度末までの 3 年間に集中強化期間として位置付け、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の案件数について、重点分野ごとの数値目標（空港 6 件、上水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件）を設定するとともに、平成 34 年までの 10 年間で 2～3 兆円と</p>	
--	---	--	--

		<p>している目標を集中強化期間に前倒し、重点的な取組を行うこととする。</p> <p>民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）に基づき仙台空港において、また、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成 23 年法律第 54 号）に基づき関西国際空港及び大阪国際空港において、平成 27 年度末までに空港運営事業を開始する。</p> <p>民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする特例措置を内容とする構造改革特別区域法等の改正案について、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性確保等の観点から、公共施設等運営権者へ公務員を外向させ、公共施設等運営事業の運営等に係るノウハウの移転及び運営等の業務を行わせることにより同事業の万全な実施を図るために必要な法的措置を速やかに講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等運営権者への公務員外向について、関係省庁において必要な法的措置に向けた検討を行っている。</li> </ul> <p>(参考：実行計画 2015)</p> <p>安全性確保等の観点から、公共施設等運営権者へ公務員を外向させ、公共施設等運営事業の運営等に係るノウハウの移転及び運営等の業務を行わせることにより同事業の万全な実施を図るために必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>内閣総理大臣 （内閣府特命担当大臣（経済財政政策）） 厚生労働大臣 国土交通大臣</p>



(別添)

## KPIの進捗状況について(抄)

### 【「PPP/PFIの活用」関係抜粋】

「日本再興戦略」及び「『日本再興戦略』改訂2014」(以下「戦略」という。)に掲げられたKPIについて、現時点において、下記の方法により、その進捗状況をまとめたものである。

- 「KPI」の欄は、戦略の中短期工程表に掲げられたKPIを記載。
- 「主担当省庁」の欄は、施策群ごとに設定されたKPIの実現に特に関わる省庁名等を記載。
- 「KPIの出典」の欄は、KPIの数値の根拠となる統計名、調査名等を記載。
- 「最新の数値」の欄は、KPIの最新の数値を、時期(カッコ書き)とともに記載。
- 「KPIの進捗」の欄は、以下の区分により整理。
  - A：目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPIが目標達成に向けて進捗しているもの
  - B：AほどKPIが進捗していないもの

F：施策の実行自体がKPIとなっており、年度ごと施策の実施状況を確認するもの  
(KPIの例)遅くとも2020年を目途に電力システム改革を完了する。

N：今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの(今後、データが得られ次第評価を行う)

- 「KPIの進捗の詳細」の欄は、「KPIの進捗」の評価の理由等を記載。

立地競争力の更なる強化

施策群：公共施設等運営権等の民間開放

整理 No.	KPI	最新の数値	KPI の進捗	KPI の進捗の詳細	KPI の出典	担当省庁
46 (再掲)	・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る *ランキング手法の変更により、2014年の順位は15位から19位に修正。	19位(2015年)	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が7年であるところ、2015年の時点で1年半が経過。前年と同順位のままとなっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。 大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区については、ビジネス環境の向上に資する規制の特例措置等を活用した事業を進めているところ。また、コーポレートガバナンス・コードについては、2014年12月に「株主の権利・平等性の確保」や「取締役会等の責務」等に関して基本的な考え方(コーポレートガバナンス・コード原案)を取りまとめた。これらを着実に実現していくことでKPI達成を目指す。	世界銀行「Doing Business 2015」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)
47 (再掲)	・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)	4位(2014年)	B	目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、2014年の時点で1年半が経過。4位のままとなっており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えないが、推移を注視することが必要。首都圏空港の機能強化、国家戦略特区の加速的推進、インバウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組等を	森記念財団「世界の都市競争力ランキング2014」	内閣官房(日本経済再生総合事務局)

				着実に実行していくことでKPI達成を目指す。		
48	・今後10年間(2013~2022年)でPPP/PFIの事業規模を12兆円に拡大する(2012年度まで4.2兆円(2014年3月時点の数値))。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、2022年までの10年間で2~3兆円としている目標を2016年度末までの集中強化期間に前倒しする	PFIの事業規模 4.3兆円(1999~2013年度)	N	2013年度までのPFI事業規模は4.3兆円。うち、2013年度の新規契約金額は、943億円。PPPの数値については現在把握中。  『日本再興戦略』改訂2014で新たに目標設定をした公共施設等運営権方式を活用したPFI事業となる仙台空港については、2014年4月に「仙台空港特定運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年6月に公表し、事業者の公募に関する手続を開始。また、関西国際空港及び大阪国際空港については、同年7月に「関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等実施方針」を公表するとともに、募集要項等を同年11月に配布し、事業者の公募に関する手続を開始する等着実に進捗している。	「PFIの現状について」(2014年10月(内閣府PFI推進室)公表)	内閣府(PFI推進室)